

答 申 情 第 9 5 号

平成30年10月11日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 平成29年11月15日付け行税税第49号  
審査請求の裁決書の公文書一部公開決定事案（諮問情第143号）
- (2) 平成29年11月28日付け企情管第8号  
審査請求の裁決書の公文書一部公開決定事案（諮問情第144号）
- (3) 平成29年12月7日付けリハビリ第20号  
審査請求の裁決書の公文書一部公開決定事案（諮問情第145号）
- (4) 平成29年11月20日付けこ健増第601号  
審査請求の裁決書の公文書一部公開決定事案（諮問情第146号）
- (5) 平成29年11月27日付け子子子第456号  
審査請求の裁決書の公文書一部公開決定事案（諮問情第147号）
- (6) 平成29年11月21日付け子幼第470号  
審査請求の裁決書の公文書一部公開決定事案（諮問情第148号）
- (7) 平成29年11月27日付け都景景第114号  
審査請求の裁決書の公文書一部公開決定事案（諮問情第149号）
- (8) 平成29年11月28日付け都建指第928号  
審査請求の裁決書の公文書一部公開決定事案（諮問情第150号）



## 1 審査会の結論

諮問庁が行った各公文書一部公開決定処分は妥当である。

## 2 審査会における審議の方法

同一人から平成29年11月1日に提起された8件の審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、いずれも、「行政不服審査法に係る不服申立ての実績詳細がわかる文書（各処分について1件）」との公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対する各処分について行われたものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

## 3 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年8月22日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件請求をした。
- (2) 諮問庁の各部署は、本件請求に係る公文書として、別表1の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年9月29日付けで、その旨及びその理由を別表2のとおり、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、平成29年11月1日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 4 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 5 諮問庁の主張

公文書一部公開決定通知書及び弁明書によると、諮問庁の主張は、別表3及び別表4のとおりである。

## 6 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

条例第7条第1号、第2号及び第4号に該当しない。

## 7 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件公文書について

ア 審査請求人は、本件請求における公文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）で「行政不服審査法に係る不服申立ての実績詳細がわかる文書（各処分について1件）」と記載している。

イ この点について、本件請求の窓口である総合企画局情報化推進室情報管理担当の職員が、本件請求時に審査請求人から「行政庁においては、市税、情報公開請求、その他様々な種別の業務に関する処分が行われているはずである。ついては、当該処分（平成28年4月1日以降のものに限る。）に係る審査請求の種別ごとに、1件を任意に抽出し、審査請求の経緯（審査請求書の提出から裁決書が出されるまで）が分かる文書の公開を希望する。」との趣旨を聞き取っていたとのことである。

ウ 上記を踏まえて、諮問庁は、平成28年4月1日以降、本件請求の日である平成29年8月22日までの間に行われた審査請求のうち、「市税」、「情報公開」、「身体障害者手帳」、「自立支援医療」、「高校修学支援奨学金」、「保育所」、「開発」及び「建築」の種別から、それぞれに係る裁決書を1件ずつ特定している。

裁決は、審査庁としての審査請求に対する最終的な結論であり、審査請求の適法性、また、審査請求に係る処分又は不作為の違法性及び不当性を判断し、その結果に基づき行われるものである。このことからすれば、裁決書からは、自ずと審査請求の経緯が明らかになるものということができると認められ、諮問庁が本件公文書を特定したことに特に不自然な点は認められない。

### (2) 条例第7条第1号該当性について（京都市開発審査会委員個人印及び京都市建築審査会委員個人印の印影部分を除く。）

ア 本件公文書のうちには、審査請求人等の氏名、住所及び生年月日（以下「氏名等」という。）のほか、審査請求人の通う福祉事務所、通院先、病名・病状、担当医師名、障害等級、診断書及び意見書の日付、心電図等の検査データの日付、手術及び検査の年月日、生活歴、現病歴、入院歴といった個人が識別され得る情報が含まれているとして、諮問庁は、これらの部分を非公開としている。

イ これら諮問庁が非公開とした事項のうち、審査請求人等の氏名等については、審査請求の制度が、審査請求人等の氏名等を対外的に明らかにして行われるような制度ではないことからすれば、このような情報を公開することは、当該審査請求人等のプライバシーを侵

害すると認められる。

また、審査請求人の通う福祉事務所、通院先、病名・病状、担当医師名、障害等級、診断書及び意見書の日付、心電図等の検査データの日付、手術及び検査の年月日、生活歴、現病歴、入院歴といった情報についてはいずれも、通常他人に知られたくない度合いが極めて強い、内面的、身体的な状態を示すような個人の機微に関する情報が多数含まれており、公開することにより、個人が識別されるおそれがあるほか、本人及び関係者に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分予想されるなど、個人が識別された場合における権利利益の侵害の程度は重大であると認められるため、条例第7条第1号に該当するものと判断する。

(3) 条例第7条第1号及び第4号該当性について（京都市開発審査会委員個人印及び京都市建築審査会委員個人印の印影部分に限る。）

ア 本件公文書のうちには、都市計画法第78条第1項の規定により設置する京都市開発審査会の委員及び建築基準法第78条第1項の規定により設置する京都市建築審査会の委員の個人印の印影が含まれており、諮問庁は、これらの部分を非公開としている。

当該印影は、京都市開発審査会、京都市建築審査会それぞれが作成した裁決書において、各委員が記名のうえ、押捺したものである。

イ 個人印の印影は、当該個人が、押捺した文書の作成が自らの意思に基づくものであることを証するためのものである。このため、当該個人は、個人印の印影が不正使用されることのないよう、常に身近に置くなど安全な場所で厳重に管理するとともに、その印影についても、不要な場所への押捺を避けるなど、その意に反して流通することのないよう、細心の注意を払うものである。

また、印章の偽造については刑事罰が科せられているのは、文書の真正に対する信用を保護するためであって、みだりに印影を公にすると、印章偽造等の不正使用の可能性も増大する。

ウ 以上のことから、個人の印影については、広く一般の閲覧に供されることが予定されている文書に押捺された場合や単純な記名の代わりに押捺されていることが明らかな場合など特段の事情がない限り、通常他人に知られたくないと認められる情報に該当するとともに、公にすることにより、人の財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報に該当すると解するべきである。

エ これを本件印影についてみると、本件印影は、京都市開発審査会、京都市建築審査会それぞれにおいて作成した裁決書について、両審査会の構成員である各委員が公式に証するために押捺されたものであり、委員個人が自ら使用する印章の中から、当該文書に相応しい印章を使用して押捺したものであると認められる。このことからすると、本件印影は、各委員にとって、特別な性格を有するものであり、広く公にされることを前提としたよう

なものではないことは明らかであり、通常他人に知られたくないと認められる情報に該当する。また、このような重要な性格をもつ印影であることからすれば、公にすることにより、印章偽造等の不正使用の可能性も実質的に想定される。

オ したがって、京都市開発審査会及び京都市建築審査会委員の個人印の印影部分については、諮問庁が、条例第7条第1号及び第4号に該当するものとして非公開とした判断は妥当であると判断する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 本件公文書のうちには、京都市建築審査会の会長印の印影が含まれており、諮問庁は、この部分を非公開としている。

イ 京都市建築審査会の会長印は、一般的に、京都市建築審査会において作成した文書に押印される印影で、京都市建築審査会が作成した真正な文書であることを示す目的で使用されているものであると思料される。

ウ 本件公文書に押印された印影は、京都市建築審査会の会長印であることから、本件法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。また、一般に法人の印影については、印鑑の登記の有無にかかわらず、公開することにより偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

エ したがって、京都市建築審査会の会長印を公開すると、偽造等のおそれが否定できず、条例第7条第2号に規定する「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることが認められ、また、その性質から、同号ただし書にも該当しないことは明らかであり、京都市建築審査会の会長印は、条例第7条第2号に該当すると認められる。

(5) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

諮問番号	諮問	弁明書の提出	審議
情第 143 号	平成 29 年 11 月 15 日	平成 30 年 1 月 4 日	平成 30 年 9 月 6 日 (平成 30 年度第 5 回会議)
情第 144 号	平成 29 年 11 月 28 日	平成 30 年 2 月 8 日	
情第 145 号	平成 29 年 12 月 7 日	平成 30 年 1 月 17 日	
情第 146 号	平成 29 年 11 月 20 日	平成 30 年 1 月 16 日	平成 30 年 10 月 11 日 (平成 30 年度第 6 回会議)
情第 147 号	平成 29 年 11 月 27 日	平成 30 年 1 月 15 日	
情第 148 号	平成 29 年 11 月 21 日	平成 30 年 1 月 10 日	
情第 149 号	平成 29 年 11 月 27 日	平成 30 年 1 月 17 日	
情第 150 号	平成 29 年 11 月 28 日	平成 30 年 1 月 17 日	

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要なしと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第 1 部会 (部会長 佐伯 彰洋)

別表1 特定した公文書

諮問番号	特定した公文書
情第143号	固定資産税・都市計画税の滞納に係る老齢年金の差押処分に対する審査請求についての裁決書（平成29年3月6日付け 平成28年度（2）（収）第3号）
情第144号	個人情報開示請求に係る不存在による非開示決定処分に対する審査請求についての裁決書（平成28年8月17日付け）
情第145号	身体障害者手帳交付申請に対する却下処分に係る審査請求についての裁決書（平成29年1月27日付け）
情第146号	自立支援医療（精神通院）支給認定不承認処分に係る審査請求についての裁決書（平成29年5月10日付け）
情第147号	高校修学支援奨学金申請却下処分に係る審査請求についての裁決書（平成28年7月4日付）
情第148号	保育所利用申込に対する利用調整結果に関する処分に係る審査請求についての裁決書（平成28年12月15日付け 保子育第452号）
情第149号	裁決書（京都市開発審査会平成28年度第1号審査請求事件）
情第150号	京都市建築審査会平成28年度第1号審査請求事件に係る裁決書

別表2 処分の理由

諮問番号	処分の理由
情第 143 号	<p>条例第 7 条第 1 号に該当            審査請求人の氏名については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。</p>
情第 144 号	<p>条例第 7 条第 1 号に該当            審査請求人の氏名及び住所については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。</p>
情第 145 号	<p>条例第 7 条第 1 号に該当            審査請求人の氏名、住所、病名、受診歴、障害等級、医師等については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。</p>
情第 146 号	<p>条例第 7 条第 1 号に該当            審査請求人の氏名、住所及び病名、治療歴（受診日、病院名含む）の記載については、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。</p>
情第 147 号	<p>条例第 7 条第 1 号に該当            審査請求人及び代理人の氏名、住所については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。</p>
情第 148 号	<p>条例第 7 条第 1 号に該当            審査請求人の氏名、親族の氏名及び生年月日、住所については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。</p>
情第 149 号	<p>条例第 7 条第 1 号及び第 4 号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求人及び審査請求の対象となった土地に関係する者の氏名及び審査請求人の住所については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。（条例第 7 条第 1 号）</li> <li>・ 京都市開発審査会委員の印影については、公開することにより、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。（条例第 7 条第 4 号）</li> </ul>
情第 150 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 7 条第 1 号に該当            審査請求人らの個人の氏名及び住所については、これを公にすることにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められるため。</li> <li>・ 条例第 7 条第 1 号及び第 4 号に該当            京都市建築審査会委員個人印の印影については、これを公にすることにより、当該委員個人のプライバシーを侵害するおそれがあると同時に、財産等の保護に支障があると認められるため。</li> <li>・ 条例第 7 条第 2 号に該当            京都市建築審査会会長印の印影は、当該審査会が合議を経たうえで意思を表明する際に押印されるものであり、これを公にすることにより、当該審査会の事業活動上の地位その他の正当な権利を明らかに害すると認められるため。</li> </ul>

別表3 本件公文書について

諮問番号	本件公文書
情第 143 号	<p>当庁は、行政不服審査法に基づく審査請求が提起された場合に、同法の規定により、裁決書を作成し、裁決を行っている。</p> <p>本件公文書は、市税に係る滞納処分について、当該処分を受けた市民から提起された審査請求を当庁が棄却した裁決書であって、当該市民の氏名のほか、滞納市税や滞納処分の内容、審査関係人の主張、裁決の理由等が記載されている。</p>
情第 144 号	<p>当庁は、行政不服審査法に基づく審査請求が提起された場合に、同法の規定により、裁決書を作成し、裁決を行っている。</p> <p>本件公文書は、個人情報開示請求を受けて、請求内容に合致する公文書が存在しないことを理由として行った「不存在による非開示決定処分」に対して、当該処分を受けた市民から提起された審査請求を当庁が却下した裁決書であって、当該市民の氏名や住所のほか、事案の概要や審査請求人の主張、裁決の理由等が記載されている。</p>
情第 145 号	<p>当庁は、行政不服審査法に基づく審査請求が提起された場合に、同法の規定により、裁決書を作成し、裁決を行っている。</p> <p>本件公文書は、身体障害者手帳交付申請に対する却下処分に係る審査請求について、当該処分を受けた市民から提起された審査請求を当庁が棄却した裁決書であって、当該市民の氏名のほか、住所、診断情報、障害名、障害等級、医師、審査関係人の主張、裁決の理由等が記載されている。</p>
情第 146 号	<p>自立支援医療（精神通院）とは、精神障害者のうち、通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障害のある者に対し、病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害者の医療をいう。自立支援医療費の支給を受けようとする精神障害者は、申請書に医師の診断書その他必要な書類を添付して、区役所・支所保健福祉センター障害保健福祉課で申請手続きを行う。</p> <p>これを受けて、こころの健康増進センターで支給認定業務を行い、認定者に対しては自立支援医療受給者証を交付する。一方で、支給認定非該当の場合は、自立支援医療（精神通院）支給認定不承認となり、申請者にその旨通知文を郵送している。</p> <p>本件公文書は、自立支援医療（精神通院）支給認定不承認処分を受けた市民から、行政不服審査法に基づいて提起された審査請求について当庁が棄却した裁決書であって、当該市民の氏名、住所、病名、生活歴及び現病歴、入院歴、医療機関名、現在の病状、状態像等が記載されている。</p>
情第 147 号	<p>当庁は、行政不服審査法に基づく審査請求が提起された場合に、同法の規定により、裁決書を作成し、裁決を行っている。</p> <p>本件公文書は、高校進学・修学支援金支給事業における申請却下処分について、当該処分を受けた市民から提起された審査請求を当庁が却下した裁決書であって、当該市民及び代理人の氏名や住所のほか、事案の概要や審査請求人及び代理</p>

	人の主張，裁決の理由等が記載されている。
情第 148 号	本件公文書は，京都市（西京福祉事務所長）に保育利用申込みをした保護者に対して当庁が行った利用調整結果に関する処分について，当該処分を不服として提起された審査請求に対する裁決書であり，当該保護者の住所（子の住所でもある）・氏名及びその子の氏名・生年月日が記載されている。
情第 149 号	都市計画法第 50 条では，都市計画法第 29 条第 1 項に基づく開発許可や第 43 条第 1 項の規定に基づく処分等に対して不服がある者の審査請求は，開発審査会に対して行うものと規定しているところ，本件公文書は，平成 28 年 7 月 5 日付けで京都市開発審査会に宛て提起された平成 28 年度第 1 号審査請求事件に対する京都市開発審査会が発出した裁決書である。
情第 150 号	本件公文書は，審査請求人らが京都市建築審査会に対して審査請求を行った京都市建築審査会平成 28 年度第 1 号審査請求事件に係る裁決書であり，審査請求人らの審査請求に対する京都市建築審査会の判断が記されているものであり，第三者に公開することを予定していない文書である。

別表4 本件処分について

諮問番号	条例第7条第1号, 第2号及び第4号に該当することについて
情第143号	<p>本件非公開部分である個人の氏名は, 個人に関する情報であり, 社会通念上, 個人が識別されるもので, 客観的にみて通常他人に知られたくないものであると認められるところ, 本件非公開部分を公開することにより, 上記の滞納の事実等も知られることとなる。</p> <p>以上の理由から, 本件については条例第7条第1号に該当すると判断したものである。</p> <p>以上のとおり, 本件処分に違法又は不当な点はない。</p>
情第144号	<p>本件非公開部分である個人の氏名及び住所は, 個人に関する情報であり, 社会通念上, 個人が識別されるもので, 客観的にみて通常他人に知られたくないものであると認められるところ, 本件非公開部分を公開することにより, 当該市民が個人情報開示請求及びそれに関する審査請求を行っている事実も知られることとなる。</p> <p>以上の理由から, 本件については条例第7条第1号に該当すると判断したものである。</p> <p>以上のとおり, 本件処分に違法又は不当な点はない。</p>
情第145号	<p>本件非公開部分である個人情報, 個人に関する情報であり, 社会通念上, 通常他人に知られたくないものであると認められるところ, 本件非公開部分を公開することにより, 当該個人のプライバシーを侵害する恐れがある。</p> <p>以上の理由から, 本件については条例第7条第1号に該当すると判断したものである。</p> <p>以上のとおり, 本件処分に違法又は不当な点はない。</p>
情第146号	<p>本件公文書には, 個人の氏名, 住所, 病名, 生活歴及び現病歴, 入院歴, 医療機関名, 現在の病状, 状態像等が記載されている。これら個人に関するプライバシー性の高い情報は, 公開することにより, 個人が識別されるほか, 本人に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分予想され, 個人が識別された場合における権利利益の侵害は重大であると考えられる。よって本件公文書は条例第7条第1号の「個人が識別され, 又は識別され得るもののうち, 通常他人に知られたくないもの」が記録されており, 公開することができない文書であることは明らかである。</p> <p>以上の理由から, 本件については条例第7条第1号に該当すると判断したものである。</p> <p>以上のとおり, 本件処分に違法又は不当な点はない。</p>
情第147号	<p>本件非公開部分である個人の氏名及び住所は, 個人に関する情報であり, 社会通念上, 個人が識別されるもので, 客観的にみて通常他人に知られたくないものであると認められるところ, 本件非公開部分を公開することにより, 世帯の状況等も知られることとなる。</p>

	<p>以上の理由から、本件については条例第7条第1号に該当すると判断したものである。</p> <p>以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。</p>
情第148号	<p>本件公文書に記載されている審査請求人（保護者）の氏名、親族（子）の氏名及び生年月日、住所（両名のもの）については、個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものである。</p> <p>また、これらの情報は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報とは認められない。</p> <p>以上の理由から、本件については条例第7条第1号に該当すると判断したものである。</p> <p>以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。</p>
情第149号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第1号に該当することについて <p>本件非公開部分のうち、審査請求人及び審査請求の対象となった土地に係る者の氏名及び審査請求人の住所については、個人に関する情報であって、個人が識別されるものであり、客観的にみて通常他人に知られたくないものであると認められるところ、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められるため、本件については条例第7条第1号に該当すると判断したものである。</p> </li> <li>・ 条例第7条第4号に該当することについて <p>本件非公開部分のうち、京都市開発審査会委員の印影については、公開することにより、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあると認められるため、本件については条例第7条第4号に該当すると判断したものである。</p> </li> <li>・ 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。</li> </ul>
情第150号	<p>1 審査請求人らの個人の氏名及び住所に対する判断について</p> <p>(1) 当庁は、本件公文書内の審査請求人らの個人の氏名及び住所に関する情報については、条例第7条第1号に該当するものと判断しており、以下その詳細を述べる。</p> <p>(2) そもそも、条例は、第7条柱書きで、「実施機関は、…次の各号のいずれかに該当する情報（省略）を除き、…当該公文書を公開しなければならない。」として、実施機関に対して、原則として、公文書の公開請求があれば、それを公開しなければならない旨を定め、同条第1号は、個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別されうるもののうち、通常他人に知られたくないような情報については、非公開にすることができる旨を定めていることから、公文書について、原則として公開すべきものとする一方で、個人の正当な権利利益の保護を図る必要があることから、個人のプライバシーに関する情報については、原則として非公開とすること</p>

としたものと解される。

そして、このような趣旨で制定された条例第7条第1号により非公開とすることができるのは、当該情報が、①「個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」であること及び②「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である」と認められるものではないこと、の要件を満たした場合に限られている。

(3) ①への該当性について

ア 「個人に関する情報」について

ここにいう「個人に関する情報」とは、条例第7条第1号において、「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」との除外規定以外には何ら限定的な定めがなされていないのであるから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人に関わりのある情報であれば、原則として同号にいう「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である（最高裁平成15年11月11日第三小法廷判決参照）。

本件公文書内の審査請求人らの個人の氏名及び住所に関する情報は、上記私事に関する情報に該当することは明白なので、「個人に関する情報」に当たる。

イ 「個人が識別され、又は識別され得るもの」について

「個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、当該情報を公開することにより、当該情報に係る個人が特定される場合又は当該情報のみでは個人を特定できなくても、他の情報と突合させることにより、当該情報に係る個人が極めて容易に推定できるような場合のことをいう。

本件公文書内には、審査請求人らの個人の氏名及び住所が明確に記載されており、一般的に、個人の氏名及び住所地が判明すれば、個人を特定することが可能となることから、「個人が識別され」る情報といえる。

ウ 「通常他人に知られたくないと認められるもの」について

「通常他人に知られたくないと認められるもの」とは、個人のプライバシーが侵害されることを防ぐという条例第7条第1号の趣旨に照らして非公開とされる範囲を、公開請求をする市民の権利を保障するという観点から、できる限り限定する意図で設けられたものであり、当該情報の内容に応じて、実施機関が個別・具体的に判断すべきものである。

一般的に、個人の氏名及び住所を公開することは、個人の身体、財産、平穏な生活等に対する危害を招く事態を生じさせることが否定できないものであることから、市民にとっては、自身の氏名及び住所が何の制限もなく公開されることは避けたいことであると考えられる。殊に本件の場合、京都市建築審査会での審査自体も非公開で行われていることか

らすれば、その審査請求人らの氏名及び住所についての情報は、通常他人に知られることが想定されていない情報である。

以上のことからすれば、本件公文書内の審査請求人らの個人の氏名及び住所に関する情報は、「通常他人に知られたいと認められるもの」に当たる。

(4) ②への該当性

条例第7条第1号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、例外的に、これが記録された公文書を公開すべき旨を定めているのは、個人に関する情報であっても、それを非公開にすることにより保護される個人の権利利益よりも、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回るときは、当該情報を公開する必要性及び正当性が認められることから、当該情報を公開すべきとしたものと解される。

このような条例第7条第1号の規定の趣旨に鑑みると、「公にすることが必要であると認められる」とは、当該情報を非公開とすることにより保護される利益と公開することにより保護される利益とを比較衡量し、後者の利益が前者の利益に優越する場合をいうものと解するのが相当である。

本件公文書内の審査請求人らの個人の氏名及び住所に関する情報を公開とすることによって得られる利益は、審査請求人らの氏名及び住所が判明し、もって審査請求人の「知る権利」（憲法第21条第1項参照）に資することとなる点にあると思われるが、非公開とすることによって得られる利益は、上記4ウで示したように、個人に関する情報を公にすることによる審査請求人らのプライバシーを害する結果を避けることができる点にある。一般に、個人のプライバシーに関する情報は、一度公開されてしまえば、将来的に回復することは困難であることから、その保障を実効性あるものとするためには、事前に当該情報が公になることを防ぐことが最善の策であると言える。また、言論、表現等の自由（憲法第21条第1項）は如何なる権利・利益にも優先されるものではなく、他の法益すなわち名誉、信用などを侵害しない限りで保障されるに過ぎないものであり（東京地裁昭和39年9月28日判決）、この理は、言論、表現等の自由から派生的に認められた「知る権利」にも妥当するものである。とすれば、本件の場合、公開することにより得られる審査請求人の利益と一度公にされることにより回復困難となる当該情報を初めから非公開とすることにより得られる審査請求人らの利益とを比較衡量した結果、前者より後者を優越すべきものと考えられる。

(5) 以上のとおり、本件公文書内の審査請求人らの個人の氏名及び住所に関する情報は上記①及び②の要件に該当することから、条例第7条第1号に基づき非公開としたことは正当である。

2 京都市建築審査会委員個人印の印影に対する判断について

(1) 当庁は、本件公文書内の京都市建築審査会委員個人印の印影については、条例第7条第1号及び第4号に該当するものと判断しており、以下その詳細を述べる。

(2) 条例第7条第1号への該当性について

条例第7条第1号への該当性については、上記1で述べたとおり、①及び②の要件を満たすか否かで判断する必要がある。

我が国においては、私文書について、本人又はその代理人の意思に基づいて示されたこれらの者の署名又は押印があれば、当該文書は真正に成立したものと推定される（民事訴訟法第228条第4項）。このように、法律上、自筆の署名に代わるものとして、押印が認められているのは、押印が署名に代わるものであるという我が国特有の風習により、押印による印影の表示に、それ程の信用性を与えているからである。

このような印影の性質からすれば、個人の印影は、個人の氏名に匹敵しうるほどのプライバシー性を有しており、不用意に第三者に公にされることは望まれていない情報であると言える。また、一度公にされれば、将来の回復が困難であり、その損失も多大であることは想像に難くない。

以上のことからすれば、個人の印影は、個人に関する情報であり、個人が識別されうるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、かつ、公にすることが必要であるともいえないものであるから、上記①及び②の要件を満たす。

よって、条例第7条第1号に該当する。

(3) 条例第7条第4号への該当性について

ア 条例第7条第4号は「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報」であれば、非公開とすることを認める規定であり、その趣旨は、公共安全と秩序を維持することは、市民全体の基本的な利益を擁護するために京都市に課された重要な責務であり、情報公開制度においても、これらの利益を十分に保護する必要があるからであると解される。そして、本号は「人の生命、身体、財産等の保護」に支障が生じるおそれのある情報と「公共安全と秩序の維持」に支障が生じるおそれのある情報のいずれかに該当すれば、非公開とすることを認めるという構成になっているため、京都市建築審査会委員個人印の印影がこれらの情報に該当すれば、本号をもって非公開とすることは正当であると言える。

イ ここで、「人の生命、身体、財産等の保護」に支障が生じるおそれのある情報とは、個人の生命、身体、財産等が侵害される場合のほか、精神的な苦痛をもたらすような事態を招くことを含むものと解されてい

る。

本件の京都市建築審査会委員個人印の印影は、上記4(3)イで示したように、我が国においては、文書の真正な成立の推定に非常に強力な影響を与える性質の情報であることから、公にされ、第三者に復元等されることにより、個人の預り知らぬところで、財産処分に関する書類を作成され、悪用される等のおそれがある。

ウ また、「公共の安全と秩序の維持」に支障が生じるおそれのある情報とは、平穩、正常な市民生活、社会の風紀等を維持することを害するような事態を招くことを意味するが、京都市建築審査会委員個人印の印影が公にされることで、当該印影が第三者に復元等されてしまい、個人の意思に基づかない財産処分に関する書類を作成される等のおそれが多発すれば、我が国において、文書に示された印影への信頼が崩壊してしまうことに繋がり、ひいては、このような信頼に基づいた現代の取引社会の秩序が乱れてしまうことになりかねない。

エ よって、京都市建築審査会委員個人印の印影を公開することは、条例第7条第4号に該当するものといえる。

(4) 以上のことから、京都市建築審査会委員個人印の印影に関する情報を条例第7条第1号及び第4号に基づき非公開としたことは正当である。

### 3 京都市建築審査会会長印の印影に対する判断について

(1) 当庁は、本件公文書内の京都市建築審査会会長印の印影については、条例第7条第2号に該当するものと判断しており、以下その詳細を述べる。

(2) 条例第7条第2号への該当性について

ア 条例第7条第2号は、法人等の事業活動に関する情報を非公開とする場合を認めている。これは、公文書公開請求に対しては可能な限り公開することを原則としつつも、「当該事業に関する情報」であって、「公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの」については、例外的に非公開とすることを認めたものである。

ここで、本号のいう「当該法人等」には、法人だけでなくその他の団体も含まれており、特に営利性を有する法人に限定されていないことからすれば、「当該事業に関する情報」とは、事業活動に関する一切の情報をいうものと解される。このように、営利性を有しない法人の事業活動上の地位をも保護の対象としていることからすれば、「当該事業に関する情報」のうちの「競争上又は事業活動上の地位…を明らかに害すると認められるもの」には、営業上の秘密や技術上のノウハウだけでなく、公にされることにより、当該法人の事業活動自体に支障を及ぼすおそれのある当該法人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由などが損なわれるおそれがある場合も含まれると解し、その中身は個別具体的に判断す

べきである。

イ 京都市建築審査会会長印の印影は、京都市建築審査会が組織として意思表示する際に、その真正な成立を保障するものとして示される印影であり、印影自体には、作成者の意思に基づき示されている場合には、その文書の真正な成立が推定されるものと法律（民事訴訟法第228条第4項）で規定されているように、社会的に一定の信頼が置かれている。そして、京都市建築審査会が作成する文書には、審査請求に対する裁決書など、法的効果（裁決書に関しては、行政不服審査法第52条第1項参照）を有する文書も多く存在するため、その印影が復元され、京都市建築審査会が全く関与していない文書が作成されれば、京都市建築審査会の事業である審査請求業務等に支障が生じるだけでなく、その名誉、社会的評価をも損なわれるおそれがある。

よって、京都市建築審査会会長印の印影は、「当該事業に関する情報」であり、公にされることで、「競争上又は事業活動上の地位…を明らかに害すると認められるもの」と認められる。

ウ 本号は、「当該事業に関する情報」のうちの「競争上又は事業活動上の地位…を明らかに害すると認められるもの」と認められるものであっても、事業活動によって生じるおそれのある危害から人の生命、身体等を保護するために、又は違法若しくは不当な事業活動によって生じるおそれのある支障から人の生活若しくは財産を保護するために必要であると認められる情報については、公開することを規定しているが、京都市建築審査会会長印の印影はこれらの情報には当たらないことは明白である。

エ よって、京都市建築審査会会長印の印影を公開することは、条例第7条第2号に該当するものといえる。

(3) 以上のことから、京都市建築審査会会長印の印影に関する情報を条例第7条第2号に基づき非公開としたことは正当である。

4 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。